

岩手県告示第15号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり釜石市復興整備計画に森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする区域の変更に係る森林の区域を記載したいので、その旨公告する。

平成25年1月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 森林計画区の名称 大槌・気仙川森林計画区
- 2 変更に係る森林の区域 別紙図面のとおり。
- 3 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間
  - (1) 場所 岩手県農林水産部森林整備課及び釜石市役所
  - (2) 期間 平成25年1月15日から同月29日まで

備考1 「別紙図面」は、省略し、3(1)の場所に備えておいて縦覧に供する。

- 2 釜石市の住民及び利害関係人は、3(2)の期間の満了の日までに、縦覧に供された変更に係る森林の区域の案について、知事に意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、盛岡市内丸10番1号岩手県農林水産部森林整備課である。